

## 千葉県体験の機会の場の認定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下、「法」という。）第20条第1項の規定に基づき知事が行う体験の機会の場の認定に関し、法及び環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(認定申請書の添付書類)

第2条 規則第9条第2項に定める書類のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式により提出するものとする。

- (1) 規則第9条第2項第3号に規定する申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 別紙1
- (2) 規則第9条第2項第4号に規定する申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類 別紙2
- (3) 規則第9条第2項第5号に規定する申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに規則第9条第2項第8号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類 別紙3
- (4) 規則第9条第2項第5号に規定する申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書 別紙4
- (5) 規則第9条第2項第6号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類 別紙5
- (6) 規則第9条第2項第7号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類 別紙6
- (7) 規則第9条第2項第10号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書 別紙7

2 認定申請書には規則第9条第2項に定める書類のほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請者が、当該申請に係る体験の場としての土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、当該土地又は建物の所有者等の同意書 別紙8
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない旨の誓約書 別紙9

(変更等の届出)

第3条 認定を受けた者が、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、規則第10条に定める届出書に、変更事項にかかる前条に掲げる様式を添付し、届け出るものとする。

2 前項の届出は、当該変更のあった日又は体験の機会の場の提供を行わなくなった日から30日以内に届け出るものとする。

(認定の有効期間)

第4条 知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において、その都度、有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに、規則第11条に定める申請書に、第2条に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(運営の状況の報告)

第5条 規則第12条第1項の規定による報告は、別紙10により行うものとする。

2 規則第12条第1項に定める知事が定める日は、翌年度の6月末日とし、規則第12条第2項に規定する知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定する。

3 認定を受けた者は、認定に係る事業の実施において参加者等に事故があった場合には、直ちに知事へ報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月18日から施行する。